

## 沖縄県とパラオ共和国との友好関係の強化に関する覚書 (MOU)

日本国沖縄県とパラオ共和国は、双方の歴史的・文化的な絆を基礎とした友好関係を強化し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて未来志向の取組を広げていくこととする。

双方は、本覚書に基づく取組を推進するにあたり、以下の基本原則に則して誠意を持って取り組むことに合意する。

- 1 双方が有する技術・人材・資源等を積極的に活用し、島嶼地域の共通課題の解決に向けて協働する。
- 2 協働分野は双方協議の上、別途定めることとし、合意に至った分野については個別ワーキングチームを設置して具体的な取組を開始する。

本覚書は、上の基本原則に基づく拘束力の伴わない基本合意であり、双方責任者による協議を経て正式な合意に至らない限り、本覚書によって法的義務や費用負担を課されることはない。

本覚書は、少なくとも90日以前に相手方に書面で通知すれば、その効力を終了させることが出来る。

本覚書は、2022年8月26日に那覇にて、2022年8月26日にコロールにて、和文英文の原本2通に署名された。

---

玉城デニー  
日本国沖縄県知事

---

グスタフ・N・アイタロー  
パラオ共和国国務大臣